

令和 3 年第 3 回市議会（定例会）
付 議 案 件 緜

（その 15）

堺 市 議 会

目 次

頁

議員提出議案第 26 号	出産育児一時金の増額を求める意見書	3
議員提出議案第 27 号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	7
議員提出議案第 28 号	中華人民共和国に対し人権侵害問題に関する説明責任を果たすよう働きかけることを求める意見書	11
議員提出議案第 29 号	飲食店等に対する「大阪府営業時間短縮協力金」の 1 日も早い支給を大阪府に求める意見書	15
議員提出議案第 30 号	沖縄戦戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書	19
議員提出議案第 31 号	元日置荘保育所跡地処分に端を発した市有地処分の方策を求める要望決議	23
議員提出議案第 32 号	新型コロナの感染爆発に対応した医療・検査体制の抜本的充実を求める意見書	27
議員提出議案第 33 号	消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入の延期・中止を求める意見書	28

令和3年9月28日

堺市議会議長
池尻秀樹様

提出者

堺市議会議員

同 同

平文子也人一己司一太男子匡子延一史文盛三一利文惠美子
慎貴載伸勝晃知泰慎良昌優京浩太克敏文昭正敏吉乾

堺市議会議員

同 同

堺市議会議員

榮司一一志子二浩樹平治史次子史也彰樹子二夫子守英
美充米新猛幸精幸征良耕哲清泰貴達成秀典健和恵俊
龍上白広渕藤伊豆丸谷田川西堀谷閑宅上尻口林渕本川
田野江田上本丸谷田川西堀谷閑宅上尻口林渕本川
西大西小石井三水ノ池山大田宮吉長谷川

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第26号 出産育児一時金の増額を求める意見書

理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

出産育児一時金の増額を求める意見書

厚生労働省によると2019年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約46万円で、室料差額等を含む費用の全国平均額は約52万4,000円となっている。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賄えない状況になっており、平均額が約62万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が約20万円を持ち出している計算となる。

国は、2009年10月から出産育児一時金を原則42万円に増額し、2011年度にそれを恒久化、2014年度には一時金に含まれる産科医療補償制度掛金分3万円を1.6万円に引下げ、本来分39万円を40.4万円に引上げた。2022年1月以降の分娩から産科医療補償制度掛金を1.2万円に引下げ、本人の受取額を4,000円増やすとともに、医療機関から費用の詳しいデータを収集し実態を把握したうえで増額に向けて検討することとしている。

一方、2019年の出生数は86万5,239人で、前年に比べ5万3,161人減少し過去最少となった。少子化克服に向け、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるためには、子どもの成長に応じた、きめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、一時金はその大事な一手であると考えられる。

少子化対策は、わが国的重要課題の一つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせない。

よって、国会及び政府に対し、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引上げることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月30日

堺市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

各宛

令和3年9月28日

堺市議会議長
池尻秀樹様

提出者

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第27号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める
意見書

理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し 地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしづ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
3. 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
5. 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月30日

堺市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
経済再生担当大臣

各宛

令和3年9月28日

堺市議會議長
池尻秀樹様

提出者

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第28号 中華人民共和国に対し人権侵害問題に関する説明責任を果たすよう働きかけることを求める意見書

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

中華人民共和国に対し人権侵害問題に関する説明責任を果たすよう働きかけることを求める意見書

新疆ウイグル自治区で、大規模な恣意的拘留、人権弾圧が中国当局によって行われていることを国際社会は深く憂慮している。国連の人種差別撤廃委員会は、平成30年（2018年）9月、中国に関する総括所見を発表し、多数のウイグル人やムスリム系住民が法的手続きをなしに長期にわたって強制収容されて「再教育」が行われていることなどについて、「切実な懸念」を表明している。

令和2年（2020年）10月には国連総会第3委員会でドイツなど39カ国が、香港とウイグル自治区での人権侵害に重大な懸念を表明する共同声明を発表し、ウイグルとチベットでの人権尊重と調査、香港の事態の即時是正を求めている。本年2月3日には、ウイグル女性が報道機関に対し「新疆ウイグル自治区の収容施設に収容された際に組織的な性的暴行被害があった。」と証言した。2月5日、アントニー・ブリンケン米国務長官と中国の楊潔篪（ヤンチエチ）政治局員が電話対談を行った際に米国は「新疆ウイグル自治区、チベット自治区、香港における人権と民主的な価値観を米国は擁護し続ける」という趣旨を発言した。この発言は、ドナルド・トランプ前米国大統領政権時のポンペオ国務長官が「中国による新疆ウイグル自治区における少数民族ウイグル族らへの弾圧を国際法上の犯罪となるジェノサイド（民族大量虐殺）と認定する」という旨の発表の流れを継続する発言である。ドミニク・ラーブ英国外相も「中国西部の新疆ウイグル自治区でおぞましく、甚だしい人権侵害が起きている」として中国政府を厳しく非難し、オーストラリアのマリス・ペイン外相も「調査をするべきだ。」と発言しており、国や政党を超えて大きな人権問題として認識されている。

そのような中、アメリカ議会は7月14日に輸入業者に対して、ウイグル産の輸入品が生産過程で強制労働と無関係であることを証明するよう義務付けるウイグル強制労働防止法を成立させた。この法は企業側に説明責任を負わせる内容で、証明できない限りウイグル産の製品や原材料の輸入は禁じるというものである。日本の国内企業にとっても現実的な経営リスクとなっており、当市内外の中小企業にとっても死活問題となりかねない。

人権や基本的自由はいかなる政治体制においても尊重されるべきものであり、中国は透明性をもって説明し、国際社会に対して説明責任を果たすべきである。

よって本市議会は、日本政府が国際社会と連携して中国に説明責任を果たすよう働きかけることを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月30日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣

各宛

令和3年9月28日

堺市議会議長
池尻秀樹様

提出者

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第29号 飲食店等に対する「大阪府営業時間短縮協力金」の1日も早い支給
を大阪府に求める意見書

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

飲食店等に対する「大阪府営業時間短縮協力金」の 1日も早い支給を大阪府に求める意見書

緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の発令に伴う営業時間短縮の要請に協力いただいた飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に支給される協力金について、その制度の趣旨に照らし、1日も早く飲食店等に支給を完了することが必要不可欠であることは言うまでもない。

しかしながら、大阪府では、申請から支給に至るまで数ヶ月を要することが珍しくなく、大阪府ホームページ（大阪府に寄せられたご意見）にも「緊急事態宣言が発出されるたび、休業要請や営業時間短縮要請に応じた飲食店には協力金が一向に振り込まれず、大変な状況に追い込まれている。きちんと協力金等を支給してほしい」といった声が数多く届けられており、新聞・テレビでも、他の自治体に比べて支給率が最も低いと報じられるなど、大阪府の対応の遅れが問題となってきた。

大阪府は、人員体制を強化し対応に当たっているとのことであるが、今般、国において制度化された、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の期間内であっても協力金を支給することができる、いわゆる「先払い制度」についても、東京都の受付開始日が7月19日であるのに対し、大阪府の受付開始日は7月21日であり、すでに東京都より2日遅れている。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、営業時間短縮の要請に協力いただいた飲食店等の事業継続を支援するため、また、本件協力金の支給が遅れることによって、営業時間短縮の要請に協力したくてもできないといった飲食店等の声に真摯に耳を傾け、より一層、飲食店等の側に立った大阪府の対応が強く求められるところである。

以上のことから、本市議会は、大阪府に対し、飲食店等に対する「大阪府営業時間短縮協力金」を1日も早く支給するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月30日

堺市議会

大阪府知事宛

令和3年9月28日

堺市議会議長
池尻秀樹様

提出者

堺市議会議員	渕上猛志	堺市議会議員	森田晃一
同	藤本幸子	同	西哲史
同	木畠国	同	小堀清次
同	石本京子	同	石谷泰子
同	吉川守	同	乾恵美子
同	長谷川俊英		

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第30号 沖縄戦戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないことを
求める意見書

理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

沖縄戦戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書

沖縄県では、太平洋戦争末期に住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。沖縄県糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある平和の礎には、昨年6月時点で沖縄戦で亡くなった24万1,593人の氏名が、国籍や軍人、民間人の区別なく刻銘されている。

摩文仁を中心に広がる沖縄本島の南部地域は、1972年の沖縄の本土復帰に伴い、戦跡としては我が国唯一の国定公園に指定されたが、同地域には、沖縄戦で犠牲となった民間人や軍人の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の遺骨収集が行われている。

そのような場所を掘り起こし、遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用することになれば、それは人道上許されることではない。

平和の礎に刻銘されている犠牲者は沖縄県民のみでなく、昨年6月時点で大阪府出身者だけでも2,339人に上るなど、戦争の犠牲は全国に及んでおり、遺骨収集は日本全体で取り組むべき問題である。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、下記の事項に速やかに取り組むことを強く要望する。

記

1. 沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。
2. 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により、政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月30日

堺市議会

衆議院議長	—
参議院議長	—
内閣総理大臣	—
総務大臣	—
外務大臣	各宛
厚生労働大臣	—
国土交通大臣	—
環境大臣	—
防衛大臣	—
内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策)	—

令和3年9月28日

堺市議会議長
池尻秀樹様

提出者

堺市議会議員	白江米一	堺市議会議員	信貴良太
同	西川良平	同	池側昌男
同	野里文盛	同	山口典子
同	西村昭三		

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第31号　元日置荘保育所跡地処分に端を発した市有地処分の方策を求める要望決議

理由

本市議会の意思を表明するために、本決議案を提案するものである。

元日置荘保育所跡地処分に端を発した市有地処分の方策を求める要望決議

堺市東区日置荘西町3丁212番2に所在する本件土地は、昭和48年3月、本市が地元町会等から、日置荘保育所用地として購入。同年6月、本市と地元町会等が、地元町会等の堤防敷は、保育所が使用する通路として無償で本市に提供するとの内容の覚書を締結し、昭和49年2月、日置荘保育所が完成、保育行政を開始したものである。

その後、平成10年2月、本市と地元町会等とは、本市の保育所敷地と地元町会等の池の堤敷のうち、互いに効用を兼ねる部分の維持等について協定書を締結した。その中で、将来において、平面通路部分が市道に認定される場合は、本市と地元町会等は双方協力しその処理を進めることを規定していた。

その後、平成24年、耐震化を目的として、種々検討の結果、当該保育所は、現地建替えではなく、移設建替えを決定し、平成28年、移設先での運営を開始させ、本件跡地は本市の普通財産となり、令和2年9月、本市と地元町会等で本件跡地の南側の境界を確定、本年3月、本市公有財産管理・活用庁内委員会において、既存建物除却条件を付け、無道路地である現状有姿のまま入札処分することを決定、7月1日、元日置荘保育所跡地として一般競争入札売却の公告を行ったものである。

本件土地の売却処分については、前段記載の手続きを経て決定されたものであるが、その中には、以下の納得できない問題をはらんでいる。

本件跡地の最低売却価格は、不動産鑑定士による鑑定額をもとに決定されている。不動産鑑定では、接道がある場合の周辺実勢価格は約1億9千万円、接道がない本件土地の価格は約1億2千万円であり、接道の有無による差が約7千万円とされ、売却に際しては、その他既存建物解体撤去費用約4千万円が必要とされ、最低売却価格を8,340万円としたものである。

しかしながら、この間、本定例会の中で、決算審査特別委員会第1分科会、決算審査特別委員会の総括質疑及び常任委員会において、再三にわたり、地元と本市との間の約束事としての覚書や協定の存在について、議会において指摘したにもかかわらず、新たな調査や再考を尽くすことなく、売却処分を進めたことに対しては納得できるものではない。

よって、市長および市執行部におかれでは、本件のような不動産の処分については、慎重にも慎重を重ねることを求めるとともに、その処分対価は堺市民全体の財産であるとの認識に立ち返り、市有地の売却処分については、本市に最も有益な対価が納付される方策を探求されるよう強く求めるものである。

令和3年9月30日

堺市議会

堺市長宛

令和3年9月28日

堺市議会議長
池 戻 秀 樹 様

提 出 者

堺市議会議員	森 田 晃 一	堺市議会議員	藤 本 幸 子
同	石 本 京 子	同	石 谷 泰 子
同	乾 恵美子		

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第32号 新型コロナの感染爆発に対応した医療・検査体制の抜本的充実を求める意見書

議員提出議案第33号 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入の延期・中止を求める意見書

理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

新型コロナの感染爆発に対応した医療・検査体制の抜本的充実を求める意見書

全国各地で、新型コロナの新規感染者数が急増し、感染爆発、医療崩壊が深刻になっている。命を守ることを最優先にした対応が政府に求められている。

大阪府は新型コロナウイルス感染の「第4波」により、全国で最も深刻な医療提供体制の逼迫に直面した。療養中の感染者に対する入院者の割合「入院率」は10%程度まで低下し、自宅療養中の死亡も相次いだ。

しかし、政府が、8月3日、重症患者と重症化リスクの高い患者以外は「原則自宅療養」という重大な方針転換を行ったことは、コロナ患者を事実上「自宅に放置」するものである。政府は、大きな批判に直面して、「中等症は原則入院」との「説明」を行ったが、「原則自宅療養」という方針を撤回していない。

よって本市議会は、政府及び国会に対し以下の点を強く求める。

記

1. 「原則自宅療養」の方針を公式に撤回し、症状に応じて必要な医療をすべての患者に提供することを大原則にすること。そのために、限られた医療資源を最も効率的に活用することを考慮して、政府が責任をもって、医療機能を強化した宿泊療養施設や、臨時の医療施設などを、大規模に増設・確保することを求める。あわせて、入院病床をさらに確保すること。
2. 在宅患者への往診や訪問看護など在宅医療を支える体制を抜本的に強化すること。
3. 政府が責任をもって医師・看護師を確保すること。

すべての医療機関を対象に減収補填と財政支援にふみきり、安心してコロナ診療にあたれるようすること。

コロナ治療の最前線で日夜献身している医療従事者をはじめ、宿泊療養施設や臨時の医療施設、訪問診療に携わる医療従事者も含めて、すべての医療従事者に対する待遇の抜本的改善をはかること。

4. 感染拡大が顕著になっている事業所、学校、保育園、学童クラブ等に対する大規模検査を、政府が主導して実行すること。

行政検査を抜本的に拡充するとともに、事業所、学校、保育園、学童クラブ等などが行う集団検査を国が思い切った補助を行って推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年9月30日

堺市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

各宛

消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入の延期・中止を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、我が国においても、経済活動の人為的な抑制を余儀なくされ、急激かつ大幅な景気後退を経験することとなり、いまだ回復の兆しが見えない深刻な状況が続いている。

このような経済状況の中、2023年10月からの適格請求書等保存方式(インボイス制度)の実施に向け、本年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まろうとしている。

軽減税率導入によって消費税制度が複雑化したうえに、さらに適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されれば、軽減税率対象品目を扱う事業者のみならず、全ての事業者に事務負担の増加を強いるとともに、500万軒を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがある。

また、中小・小規模事業者にとって仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況であり、このままでは適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入を契機とした中小・小規模事業者の廃業の増加や、複雑な納税事務を回避するため免税事業者に留まる中小・小規模事業者の成長意欲の低下を招く等、地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがある。

よって本市議会は、政府及び国会に対し消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入の延期・中止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年9月30日

堺市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣

各宛

令和3年第3回市議会(定例会)付議案件綴(その15)

令和3年9月 発行

編集・発行 堺市議会
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-21-0057

